

## 令和4年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

### 1 期間

令和4年9月21日（水）～9月30日（金）  
（9月30日（金）は「交通事故死ゼロを目指す日」）

### 2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

### 3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、家庭、職場、学校、地域で一丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- (2) 推進機関・団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、その効果が運動終了後も持続されるよう効果的な推進に努めましょう。
- (3) 本運動の実施にあたって、引き続き新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動に努めましょう。

### 4 運動の重点

#### (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

6月末現在の県内の交通事故死者の4割が歩行者で、歩行者側に違反のある交通事故も発生しています。

次代を担う子供のかげがえのない命と歩行中死者の約8割を占める高齢者の命を社会全体で、道路における危険から守りましょう。

また、歩行者は、自身の命を守るために、交通ルールを必ず守りましょう。

#### 推進事項

##### ア 運転者は…

- (ア) 子供・高齢者・障がい者等の歩行者保護意識を向上させるとともに、歩行者の飛び出しや車両の直前直後横断等の危険を予測した運転で、交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 通学路・未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等（以下、「通学路等」という。）においては、速度を落とし、特に交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。

##### イ 歩行者は…

- (ア) 「近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る」、「信号を守る」、「走行車両の直前直後を横断しない」など、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (イ) 「歩きスマホ」は周囲への注意が散漫となり、交通事故につながる大変危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

- (ウ) 道路横断時の自らの安全を守るための行動として、「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」※1を実践しましょう。
- (エ) 高齢者は自身の歩く速さをしっかりと認識し、道路横断時は横断歩道を利用するなど、交通事故防止に努めましょう。

#### ウ 家庭等で…

- (ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。
- (イ) 子供の通学路等や行動範囲を子供目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。
- (ウ) 子供に対し、交通ルールを教えるときは、具体的な危険性を交えて指導しましょう。

#### エ 職場・学校等で…

- (ア) 通学路等を通行する場合や、運転中に子供・高齢者・障がい者等を見かけたから速度を控えるなど、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。
- (イ) 「まもってくれてありがとう運動」※2を推進しましょう。
- (ウ) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- (エ) 安全な交通行動を実践するために、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。

#### ※1「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。

#### ※2「まもってくれてありがとう運動」とは

「まもってくれてありがとう運動」は児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

#### (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

日に日に日没時間が早まり、夕暮れ時や夜間の重大事故の発生が懸念されます。自動車は早めのライト点灯とハイビームの活用、歩行者は反射材用品の着用を徹底し、交通事故防止に努めましょう。

また、ドライバーは「横断歩道における歩行者の優先」、「飲酒運転の禁止」等の交通ルールを遵守するとともに、思いやりのある運転に努めましょう。

## 推進事項

### ア 自動車（二輪車）運転者は…

- (ア) ライトの早めの点灯を励行するとともに、対向車や先行車がない場合には、ハイビームを使用しましょう。
- (イ) 横断歩道では、歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、横断しようとする歩行者がいる場合には手前で必ず停止して歩行者を安全に横断させましょう。
- (ウ) 運転中のスマートフォンの使用は、注意力が散漫となり大変危険ですので、絶対にやめましょう。
- (エ) 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響を理解し、慎重な運転を心掛けましょう。  
また、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）等への乗換えを検討しましょう。
- (オ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。
- (カ) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出から自分の命を守りましょう。
- (キ) 6歳未満の幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- (ク) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。
- (ケ) 飲酒することが予想される会合等には、車で出かけないようにしましょう。  
その場合は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業を利用しましょう。
- (コ) 深夜まで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。
- (サ) 妨害運転は重大事故につながる危険な行為です。  
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。
- (シ) 二輪車を運転するときは、ヘルメットを正しく着用し、交通事故発生時の被害軽減のため、プロテクターを着用しましょう。

### イ 自転車運転者・歩行者は…

- (ア) 夕暮れ時や夜間は、視認性が低下するため、自動車等から自分の姿は見えていないかもしれないと認識し、慎重な安全確認により、交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 夕暮れ時から夜間に外出する際は、明るい色の服装を心掛け、反射材用品を着用しましょう。  
また、ウォーキング等に出かける際は、街灯や歩道のある「安全なルート」を選ぶようにしましょう。

### ウ 家庭等で…

- (ア) 日に日に日没時間が早まるこの時期は、夕暮れと帰宅時間帯のラッシュが相まって、交通事故の多発が懸念されます。

済ませられる用事は昼間に済ませ、夕暮れ時の外出を減らすなど、交通事故防止について工夫しましょう。

(イ) 将来、運転免許証を取得する子供に対し、正しい横断歩道の渡り方や横断歩道での交通ルールを教えましょう。

(ウ) 飲酒運転で交通事故等を起こした場合に家庭に及ぼす影響を考えるとともに飲酒する場への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない環境づくり」を行いましょ。

## エ 職場・学校等で…

(ア) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょ。

(イ) あらゆる機会を通じ、横断歩道での歩行者優先が道路交通法で規定するルールであることを周知し、歩行者に対する思いやりのある運転を推進しましょ。

(ウ) 出退勤時のシートベルト着用チェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょ。

(エ) 交通安全教育を通じ、児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトの着用効果と正しい着用の必要性を理解させましょ。

(オ) 点呼時にアルコール検知器で呼気検査を行うなど、飲酒運転の未然防止に努めましょ。

(カ) 飲酒が予想される会合等を行う際は、参加・帰宅方法を事前に確認するなどして飲酒運転を防止しましょ。

(キ) 「ハンドルキーパー運動」※3を推進しましょ。

### ※3 「ハンドルキーパー運動」とは

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

## 【参考】

### ○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15mg～0.25mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

## ○ 飲酒運転の周辺者三罪

### 〔車両提供罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 〔酒類提供罪・同乗罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は、運転免許証なしで誰もが気軽に乗れる乗り物です。

自転車運転者は自転車が「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守して交通事故防止に努めましょう。

### 推進事項

#### ア 自転車運転者は…

(ア) 「自転車安全利用五則」※4を守りましょう。

二人乗り、並進、自転車運転中の傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等が、自分や周囲に対していかに危険を及ぼすかを自覚し、「危険な運転」は絶対にやめましょう。

(イ) 交通事故で負傷した場合、致命傷となりやすい頭部を守るため、幼児・児童は乗車用ヘルメットの着用を徹底し、その他の自転車運転者はヘルメットを着用するよう努めましょう。

(ウ) 乗車前には、自転車の安全点検をしましょう。

(エ) 自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。※5

#### イ 家庭等で…

(ア) 保護者は、子供を自転車に乗車させるときは、必ずヘルメットをかぶらせましょう。

また、幼児2人同乗用自転車では、乗車・降車時等における転倒事故に注意しましょう。※6

(イ) 保護者は、未成年者が自転車を運転する場合には、その自転車について、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

#### ウ 職場・学校等で…

(ア) 学校等においては「自転車安全利用五則」に則った、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、児童、生徒、職員の交通安全意識を高揚させましょう。

(イ) 自転車通学・通勤者に対し、登下校、出退勤時の機会を捉え、正しい交通ルールの実践を指導しましょう。

(ウ) 業務で自転車を運転する場合には、その自転車について自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

#### ※4 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間は、ライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

「自転車の安全利用の促進について」平成19年7月10日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定

#### ※5 「自転車損害賠償責任保険等」への加入は義務です！

三重県交通安全条例により、令和3年10月1日から、

- 自転車運転者（未成年を除く）
- 保護者（監護する未成年者が自転車を運転する場合）
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。

- 三重県交通安全条例（自転車保険への加入義務）に関する詳細は、三重県公式ホームページをご覧ください。

三重県交通安全条例

検索



三重県公式ホームページ

「三重県交通安全条例」のページにリンクします。

#### ※6 自転車用幼児座席、幼児2人同乗用自転車を安全に利用するために

- 自転車用幼児座席の利用について



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車用幼児座席の利用について」にリンクします。

- 幼児2人同乗用自転車の安全利用について



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～」にリンクします。

## 別 記

### ○ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（金）

平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。

令和4年9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

県民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

### ○ 三重県交通安全県民運動スローガン

**やさしさが 安全つなく 三重の道** ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 一般財団法人三重県交通安全協会
- 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会
- 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会
- 9 一般社団法人三重県トラック協会
- 10 一般社団法人三重県タクシー協会
- 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会
- 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
- 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会
- 14 公益社団法人三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合
- 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 一般社団法人三重県建設業協会
- 34 一般社団法人津銀行協会
- 35 一般社団法人四日市銀行協会
- 36 三重交通株式会社
- 37 三岐鉄道株式会社
- 38 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 39 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 40 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部



- 4 1 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅
- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 一般社団法人生命保険協会三重県協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 一般社団法人三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 公益社団法人三重県医師会
- 5 4 公益社団法人三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 一般社団法人三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 一般社団法人三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 8 2 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

- 8 3 公益社団法人三重県障害者団体連合会
  - 8 4 三重県私学総連合会
  - 8 5 三重県農業協同組合中央会
  - 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
  - 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
  - 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
  - 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
  - 9 0 三重県新生活運動推進協議会
  - 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
  - 9 2 一般社団法人三重県建築士会
  - 9 3 三重弁護士会
  - 9 4 三重県人権擁護委員連合会
  - 9 5 三重県交通安全母の会連合会
  - 9 6 公益社団法人三重県観光連盟
  - 9 7 一般社団法人三重県警備業協会
  - 9 8 三重県交通遺児を励ます会
  - 9 9 三重県電気工事業工業組合
  - 1 0 0 公益社団法人三重断酒新生会
  - 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
  - 1 0 2 伊勢新聞社
  - 1 0 3 株式会社産業経済新聞社津支局
  - 1 0 4 株式会社中日新聞社三重総局
  - 1 0 5 一般社団法人共同通信社津支局
  - 1 0 6 株式会社時事通信社津支局
  - 1 0 7 株式会社中部経済新聞社三重支社
  - 1 0 8 株式会社朝日新聞社津総局
  - 1 0 9 株式会社毎日新聞社津支局
  - 1 1 0 株式会社読売新聞社津支局
  - 1 1 1 株式会社日本経済新聞社津支局
  - 1 1 2 株式会社日刊工業新聞社三重支局
  - 1 1 3 日本放送協会（NHK）津放送局
  - 1 1 4 株式会社C B Cテレビ三重支社
  - 1 1 5 東海テレビ放送株式会社三重支社
  - 1 1 6 東海ラジオ放送株式会社
  - 1 1 7 三重テレビ放送株式会社
  - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
  - 1 1 9 中京テレビ放送株式会社三重支局
  - 1 2 0 三重エフエム放送株式会社
  - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
  - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)